

16 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

【婦人相談員の相談・指導】

28年度

(1) 支援が必要な子どもと子育て家庭を 応援する

●児童虐待防止

児童福祉法により、地方公共団体は、要保護児童等（要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者または特定妊婦）への適切な保護または支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置するように努めなければならないとされた。

区では、19年3月に、従来の児童虐待防止協議会を、練馬区要保護児童対策地域協議会（協議会）に発展的に移行し、児童虐待防止と早期発見のため関係機関等とネットワークを形成している。

なお、協議会の調整機関として練馬子ども家庭支援センターを指定している。

●相談と指導

総合福祉事務所に次の相談員を配置している。

1 母子・父子自立支援員兼婦人相談員

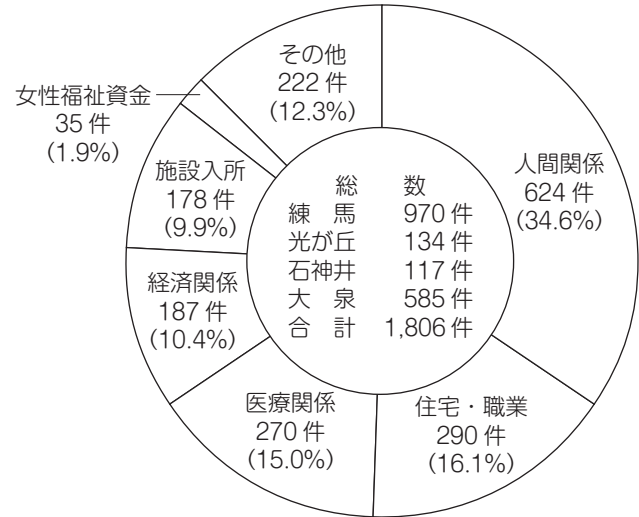
女性やひとり親などが抱える様々な問題について必要な助言と指導を行っている。

2 家庭相談員

経済的問題など、家庭に関わる種々の悩みごとについての助言と指導を行っている。

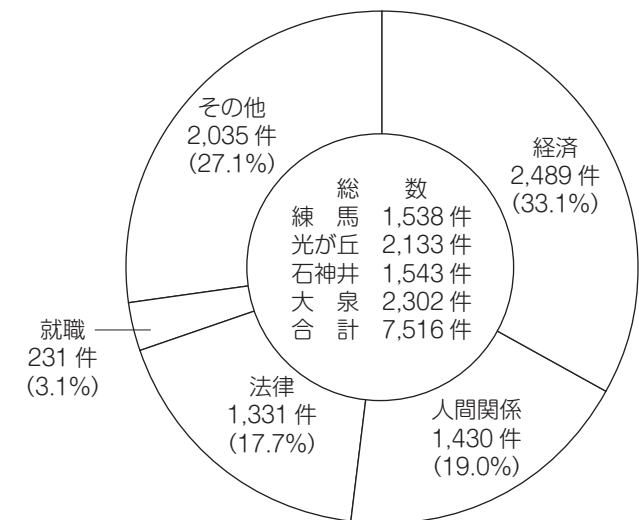
【母子・父子自立支援員の相談・指導（相談件数）】 28年度

総合福祉事務所		練馬	光が丘	石神井	大泉
項目					
相談実人員		1,009人	1,040人	1,730人	1,081人
合計件数		2,009件	1,936件	2,393件	1,539件
生活一般	住宅	108	78	82	27
	医療	115	15	45	33
	家庭紛争	136	168	280	58
	就労	189	98	99	104
	その他（結婚・内職・家事援助他）	308	517	529	440
児童	養育	177	179	475	59
	教育	56	52	8	9
	非行	1	0	0	1
	就職	9	1	4	0
	その他	21	17	23	12
生活資金等	母子および父子福祉資金	444	620	409	604
	公的年金	2	1	0	0
	児童扶養手当	43	20	33	19
	生活保護	41	39	41	25
	その他	279	44	283	98
その他		80	87	82	50



【家庭相談員の相談・指導】

28年度



●就学援助

学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に学用品費等を援助することによって、教育機会の均等を保障している。

【就学援助の状況】

28年度

区分	人数	全児童・生徒数に対する比率
小学校	要保護者（※1）	523人 1.6%
	準要保護者（※2）	5,103人 15.7%
中学校	要保護者（※1）	409人 2.9%
	準要保護者（※2）	3,160人 22.7%

※1 要保護者：

生活保護法による教育扶助を受けている者

※2 準要保護者：

教育委員会が、生活保護受給世帯に準じる程度に生活が困窮していると認める者

●いじめ・不登校などへの対応と家庭教育の支援

学校教育支援センターは、教育相談の拠点の役割を担うため26年4月に開設した。

1 教育相談事業

(1) スクールソーシャルワーク事業

児童生徒の不登校、問題行動、養育、発達に関する事などに関して、関係機関と連携し支援を行う。

① スクールソーシャルワーカーの派遣

スクールソーシャルワーカーが学校からの依頼に基づき、関係機関と連携し支援を行っている。(28年度 小学校対応人数 148人、中学校対応人数 142人)

② スクールカウンセラー配置事業

全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、子どものカウンセリング等の支援を行っている。

③ 心のふれあい相談員配置事業

全小・中学校に心のふれあい相談員を配置し、子どもや保護者の悩み相談等を行っている。

④ ネリマフレンド派遣事業

不登校等の状況にある児童生徒に対し、学校復帰に向けての支援を行っている。(28年度対象者 13人 延べ 139回支援)

⑤ 校内教育相談等支援事業

不登校などの教育相談に関する教員、保護者対象の校内研修会等に、心理学の専門家や学識経験者を講師または助言者として派遣している。(28年度派遣 36回延べ 1,098人参加)

⑥ ソーシャルスキルトレーニング学校実施事業

主に児童生徒を対象として不登校の未然防止や子どものコミュニケーション能力を育成することを目的に講師を派遣している。(28年度小・中・小中一貫教育校 5校実施 延べ 2,926人参加)

(2) 教育相談室

29年1月10日に4か所目の教育相談室として、学校教育支援センター大泉を開設した。学校教育支援センター教育相談室、学校教育支援センター練馬および学校教育支援センター関とともに以下の支援を行っている。

① 来室教育相談

問題に応じてカウンセリング等を行う。希望に応じた学習支援や他機関への紹介も行っている。

② 電話教育相談

電話により助言・指導、情報の提供および他機関の紹介を行う。

③ 学校訪問教育相談

保護者や児童生徒の了解を得て、相談員が学校への訪問を行う。

④ その他

19年度から、ペアレント・トレーニングと発達障害等の子ども同士の小集団によるグループ活動を実施している。28年度のペアレント・トレーニングには延べ 81人、グループ活動には延べ 353人が参加した。

〔教育相談実施状況（4 教育相談室合算）〕

28年度

〔来室〕

相談内容	件数(件)
学校・学習	581
対人関係・集団(社会)生活	315
家族関係・家庭生活の問題	310
身体に出てくる問題	34
不安・自信喪失	90
精神疾患	2
発達の問題	276
その他	10
合計	1,618

〔電話〕

相談内容	件数(件)
学校・学習	190
対人関係・集団(社会)生活	70
家族関係・家庭生活の問題	115
身体に出てくる問題	8
不安・自信喪失	10
精神疾患	1
発達の問題	43
その他	162
合計	599

(3) 適応指導教室

適応指導教室(小学生対象「フリーマインド」、中学生対象「トライ」)では、不登校児童生徒に対し、学校復帰の支援として、一人一人が希望する学習活動、心の安定を図るための相談活動、集団生活を図るための創作活動等を実施している。

〔適応指導教室実施状況〕

28年度

教室名	年間登録数	途中退室数	活動日数
フリーマインド	67人	4人	180日
トライ	188人	5人	181日

(4) 保護者等対象講演会

28年度は次のテーマで計4回開催した。

- ① 「学校へ行かない子どもへの支援の在り方」
(2回実施延べ55人参加)
- ② 「子どものやる気を引き出すコミュニケーションのとり方」(36人参加)
- ③ 「学校教育支援センター大泉開設記念講座
～アロマでリラックス～」(11人参加)

2 生活・学習支援事業

不登校の児童生徒や家庭環境等によって学習が遅れがちな児童生徒に対し、支援を行っている。

(1) 学習支援事業

生活保護世帯または就学援助を受けている準要保護世帯の中学校3年生を対象に、基礎的な学力を身につけるための勉強会を行っている。学習や進路に関する相談にも対応している。

(2) 居場所支援事業

適応指導教室への通室や学校内の別室登校が困難な不登校の児童生徒に対して、居場所を設けている。生活習慣、学習習慣の形成や、社会性を育成するための支援を行っている。

●特別支援教育

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を行っていくため、区では、学識経験者や保護者の代表・学校関係者等を委員とした「練馬区特別支援教育推進委員会」での検討を踏まえ、指導方法の充実や支援体制の整備を進めている。

1 特別支援学級

障害の重複化、多様化の傾向に対応して、知的障害、情緒障害、言語障害や難聴、弱視などの子どもたちのために、それぞれの課題に応じた教育活動を実施している。

これらの学級では、子どもたち自身が自らの課題を克服し、学習や生活をする意欲を高めるための実践を行っている。

【特別支援学級】

29年5月1日現在

種別	小学校数	中学校数
知的障害	16校	8校
弱視	1校	1校(休級中)
難聴	2校	1校
言語障害	4校	—
情緒障害等	43校(※)	4校
合計	5障害 66校	4障害 14校

※:特別支援教室拠点校11校、巡回校32校の合計43校(制度移行中)

2 特別支援教室

これまで児童が他校に設置された情緒障害等通級指導学級まで通っていた制度を改め、在籍校で指導を受けることができるよう、28年度から3年間をかけて、全小学校65校に特別支援教室を設置する。29年5月1日現在の設置数は43校である。

その児童の課題に沿った、よりきめ細やかな指導を行うとともに、児童と保護者の負担軽減を図る。

●ひとり親家庭等の支援

ひとり親家庭を対象に相談業務や福祉資金の貸付けによる支援を行っている。

また、就業支援として28年度は3人に自立支援教育訓練給付金、延べ29人に高等職業訓練促進給付金等を支給した。

●ひとり親家庭等の福祉増進のために

1 ひとり親家庭等休養ホーム

ひとり親家庭および寡婦のレクリエーションと休養のために、宿泊施設を指定し、利用料の助成をしている。28年度は、263人の利用があった。

2 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

小学生以下の児童のいるひとり親家庭が、一時的な傷病などで日常生活に支障がある場合等に、ホームヘルパーを派遣する。28年度は、122世帯が利用登録し、2,768回派遣した。

●母子生活支援施設

「児童福祉法」に基づく児童福祉施設で、18歳未満の子どもを養育している母子家庭の保護者が子どもの養育が十分できない場合に、親子で利用できる。

居室の提供や相談対応、子どもの学習指導などを行う。29年4月1日現在、区内および区外の母子生活支援施設に20世帯、45人が入所している。

●ひとり親家庭ニーズ調査

ひとり親家庭の自立支援や、子どもの健全育成に向けた効果的な支援策を検討するため、28年4月ひとり親家庭5,977件に対し、ニーズ調査を実施した。(有効回収率43.2%)